

車両リース 仕様書

1. 事業名 令和3年度 地域おこし協力隊活動車両リース事業
2. 台数 1台
3. 納車場所 原村役場
4. 納車期限 令和3年7月31日（市場の状況により別途打ち合わせ）
5. リース期間 36ヵ月（定額36回払い）
6. リース形態 メンテナンスリース
7. 車両仕様 別表1のとおり
8. リース条件

(1) リース料にはリース期間中に発生する次の費用を含む

- ①車両本体及び付属品代金
- ②登録諸費用（納車費用含む）
- ③自動車取得税
- ④自動車税、自動車重量税、印紙税
- ⑤自動車賠償責任保険料
- ⑥自動車リサイクル法に係る費用
- ⑦法定点検費用（納車・引き取り含む）
- ⑧車検整備費用（納車・引き取り含む）
- ⑨オイル及びエレメント交換（メーカーの交換基準に基づき交換）
- ⑩バッテリー交換（必要数）
- ⑪タイヤ代金（必要数）
- ⑫一般消耗部品交換
- ⑬一般故障修理
- ⑭点検整備に伴う代車の提供

(2) リース費用に含まないもの

- ①任意保険、車両保険
- ②交通事故及び第三者行為による損害の修繕費

(3) その他

- ①自動車は新車を提供すること
- ②年間推定走行距離 約12,000km（月1,000km）
- ③リース期間満了後の残存価格は0円とし、村に無償譲渡するものとする
- ④車両の点検・整備は、請負者が保有または契約提携する諏訪圏域内（原村、茅野市、諏訪市、岡谷市、富士見町、下諏訪町）の整備工場で行うものとする
- ⑤車両の点検・整備等の日程は事前に調整を行うこと

9. その他 本使用に定めのない事項で疑問を生じた場合は、双方協議のうえ決定する

別表 1

項目	仕様等
ボディタイプ	コンパクトミニバン
台数	1台
駆動装置	CVT フルタイム4WD
排気量	1.2L +モーター (HYBRID)
全長	4,000 mm以下
全幅	1,700 mm以下
乗車定員	5人以上
ドア数	5枚
使用燃料	無鉛レギュラーガソリン
ボディカラー	落札時に当該車種の標準色から指定 (有料色含む)
燃料消費率	平成27年度燃費基準
付属・装備品 ※標準装備に含まれない場合はオプションとして装備する。オプションとして装備する場合は純正品を優先し、純正品がない場合は同等品以上のものとする。	運転席・助手席SRSエアバッグ フロントシートSRSサイドエアバッグ SRSカーテンエアバッグ 衝突被害軽減ブレーキシステム 誤発進及び後方誤発進抑制機能 フルオートエアコン 全方位モニター用カメラ (フロント・サイド (左右)・バック) カーナビゲーションシステム (全方位モニター対応) ドライブレコーダー ETC車載器 (ビルトインタイプ、セットアップ込) フロアマット サイドバイザー ラゲッジマット 三角停止表示板 国産スタッドレスタイヤ (アルミホイール付)
該当車種	スズキ ソリオ HYBRID MX 三菱 デリカD:2 HYBRID MZ
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・納品に際しては、必ず事前に担当課 (原村役場商工観光課) と十分に連絡調整を行うこと。 ・該当車種またはこれと同等以上の性能を有する車種とすること。 ・同等以上の性能を有する車種で入札する場合は、カタログ及び仕様書等の参考資料を提出して、同等以上の性能を有する車種に該当するかどうか、必ず事前に確認を受けてください。

(物品を有償借受する場合)

賃貸借契約書(案)

原村長 五味武雄(以下「賃借人」という。)と〇〇〇〇(以下「賃貸人」という。)は、次の条項により、物品の賃貸借契約を締結する。

(総則)

第1条 賃借人、賃貸人両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 賃貸人は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(貸借物品)

第2条 貸借物品の品名、規格及び数量は、次のとおりとする。

(1) 品名 自動車(乗用) 1台

(2) 規格 別紙仕様書のとおり

(3) 数量 36か月

(貸借期間等)

第3条 貸借物品の貸借期間、引渡し日及び場所は、次のとおりとする。

(1) 貸借期間 令和3年7月31日から令和6年7月30日まで

(2) 引渡し日及び場所 令和3年7月31日 原村役場

(賃貸借料)

第4条 賃貸借料は、月額〇〇〇〇円とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円)

(契約保証金)

第5条 賃貸人は、契約保証金(契約総額の1/10以上の額)円をこの契約締結と同時に賃借人に支払うものとする。

2 賃借人は、賃貸借期間が満了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

○契約保証金の納付を免除する場合(契約者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。)

各契約書の契約保証金の規定を次のとおりとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、(契約総額の1/10以上の額)円とし、財務規則第124条第3号の規定によりその納付は免除する。ただし、(受注者、賃貸人、受託者)が契約を履行しないときは、契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

(引渡し及び検査)

第6条 賃貸人は、第3条に規定された引渡し日及び場所に賃貸人の負担で搬入し、使用できる状態にするものとする。

2 賃借人は、貸借物品の引渡しを受けるときは、賃貸人の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

3 賃貸人は、前項の規定による検査の結果不合格となった貸借物品について、賃借人の指定する日までに代品を引渡し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に直接要する費用は賃貸人の負担とする。

(賃借人の義務)

第7条 賃借人は、賃貸人の承認を得ないで、貸借物品を第三者に貸し付けてはならないものとする。

2 賃借人は、貸借物品を、善良な管理者の注意をもって維持保存するものとする。

3 賃借人は、貸借物品の全部又は一部が、滅失又はき損した場合は、直ちにその状況を賃貸人に通知するものとする。

(賃貸借料の支払)

第8条 賃貸人は、算定期間を当該月の10日から翌月の9日までとし、当該月の翌月9日以後に賃貸借料支払請求書を賃借人に提出するものとする。

2 賃借人は、前項の請求書を受領した日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

~~(返還等)~~

~~第9条 賃貸人は、貸借物品の返還を受けるときは、賃借人の立ち会いの上でその検査を行うものとする。~~

~~2 撤去に直接要する費用は、賃貸人の負担とする。~~

~~(賃貸物品の滅失等)~~

第10条 賃借人は、貸借物品がその責に帰することができない事由により滅失又はき損したときは、賃貸借料の減額又は契約の解除を請求することができるものとする。

(契約不適合責任)

第11条 賃貸人は、貸借物品の引渡し後に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、賃借人の指定する日までに、自らの負担において当該貸借物品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第12条 賃貸人は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、賃借人が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(損害賠償)

第13条 賃貸人は、賃借人の責に帰すべき事由により貸借物品に損害を生じたときは、賃借人に損害賠償を請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償の額は賃貸人と賃借人が協議して定めるものとする。

(契約解除)

第14条 賃借人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 賃貸人が、第3条第1項に規定する期限までに貸借物品を引渡ししないとき又は引渡しすることができないと明らかに認められるとき。
 - (2) 賃貸人が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から賃借人が受けたとき。
 - (3) 前各号の場合のほか、賃貸人がこの契約に違反したとき。ただし、この違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。
- （談合その他の不正行為による解除）

第14条の2 賃借人は、賃貸人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、賃貸人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
 - (2) 賃貸人（賃貸人が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。
- （歳出予算に計上されない場合の解除）

第14条の3 賃借人は、賃借人の歳出予算において、この契約に係る予算が計上されない場合は、この契約を解除するものとする。

- 2 賃貸人は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、賃貸人に損害が生じたときは、賃借人にその賠償を請求することができる。
 - 3 前項の賠償金は、第4条の月額賃貸借料に第3条の賃貸借期間満了日までの残余月数を乗じた金額とする。
- （債務不履行の損害賠償）

第15条 賃貸人は、その責に帰すべき事由により、第3条第1項に規定する引渡し日までに貸借物品を引渡すことができないときは、当該期限の翌日から引渡した日までの日数に応じ、賃貸借料年額に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を賃借人に支払わなければならない。

~~2 賃借人は、その責に帰すべき事由により、貸借物品を第3条第1項に定める返還日までに返還しないときは、当該期限の翌日から返還した日までの日数に応じ、賃貸借料年額に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を賃借人に支払わなければならない。~~

- 3 賃借人は、その責に帰すべき事由により、貸借物品を滅失又はき損したときは、代品を返還し、又は修理その他原状回復に必要な費用を賃借人に支払わなければならない。
- 4 賃借人は、その責に帰すべき事由により、第8条に規定する期限までに賃貸借料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、賃貸借料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延利息を賃借人に支払わなければならない。
- 5 賃貸人は、第11条の場合において、賃借人に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として賃借人に支払わなければならない。
- 6 賃貸人は、第14条及び第14条の2の規定により契約が解除されたときは、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として賃借人に支払わなければならない。

7 前項の場合において、第5条第1項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

8 賃貸人は、第1項又は第6項の場合において、賃借人の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても賃借人に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第16条 賃貸人は、第14条の2の各号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第14条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他賃借人が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第17条 賃貸人は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく賃借人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、賃借人と賃貸人が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、賃借人と賃貸人が両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

賃借人 住 所 長野県諏訪郡原村6549-1
職・氏名 原村 原村長 五味 武雄 印

賃貸人 住 所 ○○○○
法 人 名 ○○○○
代表者職・氏名 ○○○○ ○○○○ 印

様式第1号(第7条関係)

事後審査型一般競争入札参加申請書

年 月 日

(あて先)原 村 長

住 所

商号又は名称

代 表 者 名 _____ ⑩

担当者名 _____

連絡先(電話番号) _____

(F A X) _____

下記事業に係る事後審査型一般競争入札に参加したいので、申請します。

記

1 参加を申請する事業名

(月 日原村公告第 号)

(第 回) 入 札 書
(見 積 書)

年 月 日

原村長 五味 武雄 殿

入札人（見積人）

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

Ⓔ

代 理 人

Ⓔ

縦覧に供せられた契約書(案)、仕様書及び入札心得を熟覧のうえ、下記のとおり入札（見積）
します。

記

業 務 名	
納 入 場 所	
規 格 及 び 数 量	
入 札（見 積）金 額	
備 考	

委任状

年 月 日

原村長 殿

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

私は、 を代理人と定め、 年 月 日原村において行う下記の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

記

事業名	
納品場所	

受任者は次の印鑑を使用します。

使 用 印 鑑

様式第2号（第14条関係）

事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

（あて先）原 村 長

所 在 地
申請者 商号又は名称
代表者氏名

㊟

年 月 日付で公告のありました下記の事業について、入札参加資格の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類のすべてについては、事実と相違ないことを誓約します。

記

事業名	
添付書類	<input type="checkbox"/> 建設工事入札参加資格者名簿または建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿登載者は、添付書類を免除する <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書 <input type="checkbox"/> 印鑑証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

担当者 (連絡先)	氏 名
	電話番号
	FAX 番号

誓 約 書

当社（個人：私、団体：当団体）は、入札にあたり、原村の事務又は事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札・契約から排除していることを認識し、下記の事項について誓約します。

記

1. 次の各号に該当しないこと。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
 - (2) 長野県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年長野県公安委員会規則第 5 号）第 2 条で規定する暴力団関係者
2. 契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結するにあたり、前項各号に該当する者（以下「暴力団等」という。）と契約しないこと。また、下請契約等の相手方が暴力団等と下請契約等を締結しないよう指導するとともに、暴力団等であることが判明したときは、その旨を発注者に報告するとともに、当該下請契約等の相手方に対しその者を当該下請契約等から排除するよう要請すること。
3. 原村の求めに応じ、当方の役員等（生年月日を含む）の名簿を提出すること及びこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報、警察に提供することについて同意すること。
4. これらの事項に反した場合、契約の解除等、村が行う一切の措置について異議の申し立てを行わないこと。

年 月 日

原村長 様

住 所

氏 名

実印

委 任 状

年 月 日

原村長 殿

住所（所在地）

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は次の者を代理人と定め、 年 月 日から 年 月 日までの間、
原村との間に行う下記の権限を委任します。

受 任 者

住所（所在地）

商号又は名称

職 氏 名

及び使用印

印

記

【委任事項】

1. 入札及び見積に関すること。
2. 契約の締結に関すること。
3. 契約の履行に関すること。
4. 代金の請求及び受領に関すること。
5. 復代理人の選任に関すること。

使 用 印 鑑 届

使用印



実 印



上記の印鑑は、入札、見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいので届けます。

令和 年 月 日

住 所

商号または名称

代表者 職 氏名